注14　⑹のレベルの調整範囲の欄には、例えば、「デジタルテレビジョン放送の入力レベル70dBμ±10dBに対して、出力レベル変動±0.5dB以内」のように記載すること。

注15　⑹の周波数変換器の欄には、ヘッドエンドにおいて、入力周波数を他の周波数に変換して送信する場合に使用する周波数変換器のみについて記載すること。

注16　⑹の入力信号の種類の欄には、「映像信号」、「文字信号」、「音声信号」のように記載すること。

注17　⑹の変調器の変調方式の欄には、標準デジタルテレビジョン放送方式による場合は「標準方式」、デジタル有線テレビジョン放送方式による場合は「デジタル方式」のように、その他の方式による場合はその概要を具体的に記載すること。

注18　⑹の光送信機、光増幅器、光分岐器及び光波長多重合波器の種類の欄には、製品名及び製造者名を記載すること。

注19　⑹の光送信機の変調方式の欄には、「光強度直接変調方式」、「光強度外部変調方式」、「ＦＭ一括変換方式」のように記載すること。

注20　⑹の連絡線及び⑮の線路の欄には、線路の一部に無線装置を使用するものについて、線種の欄に、例えば、「23GHz　無線装置」と記載し、こう長の欄に、無線区間の距離を記載すること。

注21　⑹の連絡区間の欄には、例えば、「前置増幅器―ヘッドエンド」、「主たる演奏所―ヘッドエンド」のように記載し、その設置場所を添付地図に示すこと。

注22　⑹の線種の欄には、例えば、「５Ｃ－２Ｖ」、「６心ＧＩ型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。

注23　⑹のその他の機器の欄には、有線一般放送のために電磁波を発生させる機器を記載すること。

注24　⑺の種類の欄には、主たる演奏所に常置するもののみについて、例えば、「スタジオカメラ」、「マイクロホン」、「フイルム投射器」、「文字画面制作装置」、「図形画面制作装置」のように記載すること。

注25　⑺の備考欄には、例えば、スタジオカメラについては、「白黒式」、「カラー式」の別を、マイクロホンについては、「モノホニック式」、「ステレオホニック式」の別を、また、フイルム投射器については、「８ミリフイルム用」、「35ミリスライド用」のように記載すること。

注26　⑻の種類の欄には、製品名及び製造者名を記載すること。

注27　⑻の同時に増幅することができる周波数の数の欄には、例えば、「デジタル有線テレビジョン放送方式に準拠する方式による搬送波（何）波」、「超短波放送の標準方式に準拠する方式による音声信号搬送波（何）波」、「パイロット信号（何）波」のように記載すること。

注28　⑼の分岐器（設備の線路に送られた電磁波を分岐する装置であって、分配器及びタップオフでないものをいう。以下同じ。）、分配器（設備の線路に送られた電磁波を等分する装置であって、タップオフでないものをいう。以下同じ。）及びタップオフの種類の欄には、例えば、「分岐器（４分岐）」、「分配器（２分配）」、「タップオフ（４分岐）」、「タップオフ（２分配）」、「分岐器（３分岐）・タップオフ（１分岐）」、「分配器（２分配）・タップオフ（２分配）」、「16分岐器」、「32分岐器」、「タップオフ（クロージャ）」のように記載すること。